

平成 21 年 4 月 17 日

特 定 非 営 利 活 動 法 人
日 本 ラ イ フ セ ー ビ ン グ 協 会
理 事 長 小 峯 力
ス ポ ー ツ 部 担 当 理 事 稲 垣 裕 美
競 技 力 強 化 委 員 長 遠 藤 大 哉

豪州における交通事故不祥事における強化指定選手への処分について

2009 年 3 月 14 日（土）、オーストラリア・シドニー市クナラ地区において発生した単独物損交通事故につきまして、日本協会理事会ならびにスポーツ部競技力強化委員会は関係各位からの報告等をもとに、当該強化指定選手に対しまして下記のような処分を決定しましたのでご報告申し上げます。今後、再びこのような事態を招かないよう関係各位のご理解ご協力とご指導のほど何卒宜しくお願い申し上げます。

記

■処分内容

- ・ 三木玲奈
 - 第 3 期（2008 年 11 月 1 日～2009 年 10 月 31 日）強化指定選手を解任する
 - 海外強化合宿ならびに全豪選手権出場の自粛（2009 年 3 月 19 日～23 日）
- ・ 河崎綾子
 - 第 3 期（2008 年 11 月 1 日～2009 年 10 月 31 日）強化指定選手を解任する

■処分理由

- ・ 上記 2 名の所属クラブ様からの報告により、未成年による飲酒および飲酒後の乗車による単独事故に関わっていた事実が確認されました。
- ・ よって、強化指定選手の認定基準「4-(3)」により、本件処分を行うものいたします。

以 上